収　入

印　紙

債権譲渡契約書（抵当権付）

　譲渡人〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と譲受人〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、以下のとおり、債権譲渡契約を締結する。

　（債権譲渡）

**第１条**　甲は、乙に対し、以下の抵当権付債権（以下、「本件債権」という。）を、金〇〇円をもって譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

　　（譲渡債権）

　　　　債権者　甲

　　　　債務者　〇〇〇〇（以下、「丙」という）

　　　　債権額　金〇〇〇〇円

　　　　発生原因　令和〇年〇月〇日付金銭消費貸借契約

　　　　弁済期　　令和〇年〇月〇日

　　（抵当権）

　　　　物件の表示

　　　　所在　　〇〇区〇〇町

　　　　地番　　〇〇番〇〇

　　　　地目　宅地

　　　　地積　〇〇〇平方メートル

　　　　丙が譲渡債権を担保するため、令和〇年〇月〇日〇〇地方法務局受付第〇〇号をもって、上記物件に対し設定登記を経た第〇順位の抵当権

２　乙は、甲に対し、前項の譲渡代金を、令和〇年〇月〇日限り、甲の指定する銀行口座に振り込んで支払う。なお、支払いに伴う手数料は乙の負担とする。

　（譲渡の通知）

**第２条**　甲は、丙に対し、遅滞なく本件債権を乙に譲渡した旨を通知し、又は丙の承諾を得なければならない。

２　前項の通知又は承諾は、確定日付ある証書をもってしなければならない。

　（保証）

**第３条**　甲は、乙に対し、本件債権が、第三者の担保に供されていないこと、および瑕疵がないことを保証し、第１条記載の譲渡代金の限度において丙の資力を担保する。

　（登記）

**第４条**　本件債権譲渡に伴う抵当権の移転に関する手続は甲乙協力して行うものとし、登記費用は甲の負担とする。

　（反社会的勢力の排除）

**第５条**　甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

　(1)　反社会的勢力に自己の名義を利用させること

　(2)　反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること

２　甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

　（協議解決）

**第６条**　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

　（合意管轄）

**第７条**　甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　甲と乙は以上のとおり合意し、その成立の証として、本契約書2通を作成し、各自、署名又は記名捺印の上、各１通宛所持するものとする。

　令和〇年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　〇　〇　〇　〇　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　〇　〇　〇　〇　㊞